

委員会議案第 2 号

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)3 月 24 日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 黒 澤 茂 樹

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例

彦根市議会委員会条例(昭和 42 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 15 条(招集)」を 「第 15 条(招集)
第 15 条の 2(委員会の開催方法の特例)」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「文化スポーツ部」を「スポーツ部」に改め、「総務部」の次に「、人事部」を加え、同項第 3 号中「市民環境部」の次に「、観光文化戦略部」を加え、「都市建設部」を「建設部」に、「歴史まちづくり部」を「都市政策部」に改める。

第 5 条ただし書を削る。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(委員会の開催方法の特例)

第 15 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延または災害等の発生等により委員が委員会の開催場所に参集することが困難であると認めるときは、映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用して委員会を開くことができる。ただし、第 20 条第 1 項の規定による秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会の

開催場所に参集して出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

- 4 オンラインによる方法を活用した委員会の開会の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 18 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員長または委員が、第 15 条の 2 第 2 項の規定による届出をして委員会に出席しているときは、当該委員長または委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第 21 条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で委員会に出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出をして、オンラインによる方法で委員会に出席した者は、委員会の開催場所に参集して出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

第 25 条に次の 2 項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。
- 4 前項の規定によりオンラインによる方法で公聴会に出席した公述人は、公聴会の開催場所に参集して出席したものとみなして、この条例(第 28 条ただし書を除く。)の規定を適用する。

第 29 条第 3 項中「第 26 条、第 27 条および第 28 条」を「前 3 条」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。
- 4 前項の規定によりオンラインによる方法で委員会に出席した参考人は、委員会の開催場所に参集して出席したものとみなして、この条例(次項において準用する前条ただし書を除く。)の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の彦根市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき在任する企画総務消防常任委員会および市民産業建設常任委員会の委員長、副委員長および委員は、それぞれ改正後の彦根市議会委員会条例の規定に基づく企画総務消防常任委員会および市民産業建設常任委員会の委員長、副委員長および委員になるものとし、その任

期は、旧条例の規定に基づく企画総務消防常任委員会および市民産業建設常任委員会の委員の残任期間とする。